

創業支援利子補給交付対象簡易チェックシート

個人事業主として創業する場合 （※会社を設立し創業する場合は確認不要）	チェック✓
水戸市内に住んでいる（創業し事業を開始する時点までに市内に住んでいること）	
初めて事業を行う	
会社を設立し創業する場合 （※個人事業主として創業する場合は確認不要）	チェック✓
水戸市内に会社を設立する	
個人が会社を設立する場合、その個人が初めて事業を行う	
会社が会社を設立する場合、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立する会社が市内で新たな事業を開始する	
共通	チェック✓
水戸市内で事業を行う（無店舗の事業は水戸市内を営業範囲に含めること。有店舗の事業は市内に事業所を置くこと）	
平成28年4月以降、かつ、創業に係る事業を開始した日から5年以内に、初めて創業融資を受けた	
市税に未納がない（課税前や非課税であれば納付がなくても可）	
Q&A	
Q. 個人事業主が水戸市外に転居した場合、会社が市外へ移転した場合、利子補給の対象となるか。 → A. 対象外。	
Q. 個人事業主として創業し、法人成りした。利子補給の対象となるか。 → A. 補助対象。ただし、市内に会社を設置すること。	
Q. 延滞している場合の補助金の扱いはどうなるか。 → A. 申請時点で支払われた月の分まで、当初支払予定の利子額を基準に補給する。	
Q. 補給期間中に早期完済した場合の補給金の扱いはどうなるか。 → A. 完済までに支払った利子を対象に補給する。	